

仙台市交通局規程第二十八号

仙台市交通局公用文に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月二十九日

仙台市交通事業管理者 吉 野 博 明

仙台市交通局公用文に関する規程の一部を改正する規程

仙台市交通局公用文に関する規程（昭和四十二年仙台市交通局規程第四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（公用文の書き方） 第三条　[略] 2　左横書き公用文の書き方及び公示文等の書式は、それぞれ別記第一及び別記第二のとおりとする。	（公用文の書き方） 第三条　[略] 2　左横書き公用文の書き方及び公示文等の書式は、それぞれ別記第一及び別記第二に定めるもののほか、<u>公用文に関する規程（昭和四十一年仙台市訓令第十号）の例による。</u>

附 則

この規程は、令和七年十月一日から施行し、改正後の仙台市交通局公用文に関する規程の規定は、同日以後に施行される規程（この規程を含む。）に係る公示文等の書式について適用する。

（交通局総務部総務課）